

司法への市民参加にみる「市民的能動性」の両義的性 格： 検察審査協会員への聞き取り調査を手がかりに

宇都，義和
九州大学大学院法学府博士後期課程：法社会学

<https://doi.org/10.15017/16937>

出版情報：九大法学. 100, pp.87-123, 2010-02-26. Kyudai Hogakka i
バージョン：
権利関係：

司法への市民参加にみる 「市民的能動性」の両義的性格

—— 検察審査協会員への聞き取り調査を手がかりに ——

宇 都 義 和

はじめに

第一章 審査員に対する既存の評価とその再検討

第一節 審査員に求められる「市民的感觉」

第二節 審査員の意識変化に対する既存の評価

第三節 「法的判断」への志向がもたらす問題

第二章 事件の審査に伴う葛藤と充実感

第一節 死亡した当事者への思い

第二節 「生きがい」となった審査会での経験

第三節 小括

第三章 審査員の能力がもたらす功罪

第一節 審査に有用な職業

第二節 職業柄受け入れがたい思考方法

第三節 小括

第四章 審査員の能動性が有する両義的性格

第一節 「法的判断」と「市民的感觉」の対立

第二節 「法的判断」と「市民的感觉」の交錯

むすびにかえて

はじめに

2009年5月21日の裁判員制度開始にともない、すでに同年9月30日までの時点で、85名の裁判員が刑事裁判への参加を実際に経験している。それらの経験者に対するアンケートの結果をみると、裁判員選任前の参加意欲は56.9%が消極的なものであり、積極的な参加意欲をもつ者は24.1%にすぎない。だが、裁判員終了後の感想をみると、その経験に対する好意的評価が97.5%となっている。この結果から、当該制度に対する裁判員の意識変化がうかがえるだろう。制度開始前、市民一般の間ではとりわけ刑事裁判への参加に伴う責任の重さや、法的判断を求められることへの不安などが懸念されていたにも関わらず、である。

なぜこのような意識変化が生じたのか、については今後の調査に委ねられるだろう。だが、現時点において何ら手がかりがないわけではない。それは、市民一般から選ばれた審査員が、検察の下した不起訴処分の適否を審査する「検察審査会制度」である。1949年より実施されている当該制度について、これまでいくつかの経験的研究がおこなわれてきた。⁽³⁾詳しくは本論で述べるが、それら先行研究によると、審査員は上記の裁判員とほぼ同様の意識変化を示している。審査の過程で、審査員は責任の重さに対する苦悩や感情に流されそうになる傾向もあるが、それらの障害と向き合いつつ制度の意義を自覚していくという。そして、重要な責任を果たしたことで、充実感を得ると捉えられている。その結果それら先行研究の多くは、審査員の意識変化を、主に、制度の意義を自覚し自ら積極的に事件の審査に取り組み、なおかつ充実感を得るという審査員の能動的な実践の結果によるものと考えている。

だが、審査員が能動的に事件の審査に臨むことについては何ら問題がないわけではない。場合によっては、審査員は一方当事者が死亡する事件の審査や、人の一生を左右する判断を求められる可能性もある。⁽⁵⁾

際、公正な立場で事件を審査しなくてはならないながらも、積極的に審査に取り組むあまり、それとは対立する個人的な判断が生じることも考えられる。そのため、意に反する判断を下した後の割り切れない思いが残らないとも限らない。なおかつ、これらの問題は裁判員制度の導入をめぐり、市民一般の間でも懸念されていた問題でもある。にもかかわらず、審査員が意識変化を示すとするならば、それらの問題とそれに対する審査員の対応にも目を向ける必要があるのではないだろうか。

以上のような関心に基づき、本稿では、審査員の能動性がもたらす問題とそれに対する審査員の対応につき、検討をおこなう。具体的には、福岡県内の検察審査員経験者（検察審査協会員）に対しておこなった聞き取り調査のデータ⁽⁶⁾を素材として、それに筆者なりの解釈を加えつつ⁽⁷⁾検討する。この作業によって本稿は、審査員の能動性が有する両義的性格を折出し、その要因となる2つの判断枠組の対立（審査の場で求められる判断／個人的な判断）が審査員の意識変化において有用性をもつことを指摘したい。

では、本稿の構成について簡単に述べておこう。審査員の能動性がもたらす問題を検討するにあたり、まずはその準備作業として、審査員に対する既存の議論の前提を確認するため、その議論状況の一端を確認する。その前提を踏まえて、審査員の能動性に着目し、実際に審査員の意識変化について分析している先行研究の再検討をおこなう（第一章）。次に、審査員の能動性がもたらす問題とそれに対する審査員の対応を確認するため、二名の審査員経験者（検察審査協会員）の語りを分析する（第二章）（第三章）。以上の分析を通じて導出される結論（審査員の能動性がもつ両義的性格）に基づき、最後に第一章で確認した従来の議論の前提を問い直すことで、わずかながらも司法参加をめぐる今後の議論への提言をおこなう（第四章）。

以上の試みによって、司法参加を経験した人々の意識変化を捉える際に、従来の議論において前提とされてきたその思考の枠組みを、今一度

見直すための足がかりとしたい。

第一章 審査員に対する既存の評価とその再検討

審査員の能動性がもたらす問題と、それに対する審査員の対応を探究していくのに先立ち、まずは検察審査会に関する議論状況の一端からその議論の前提を確認する。なぜならその前提こそが、次節で検討する先行研究（審査員の意識変化を分析した研究）において、重要な意味をもつと思われるからである。

第一節 審査員に求められる「市民的感觉」

検察審査会法によると、当該制度の目的は検察が有する「公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図る」（法1条）こととされている。そのため、既存の議論においても「検察審査会で求められるのは、素人の正義感であり、市民的感觉であって、⁽⁸⁾ 玄人の判断ではない」という認識が共有されているようである。この「市民的感觉」がいかなるものであるかは容易には定義しがたいが、さしあたり、事件を審査するうえでの、法律の専門家とは異なる市民一般の認識、もしくは考え方⁽⁹⁾として議論を進めたい。

当該制度の意義をめぐっては、これまで主に刑法、刑事訴訟法、法社会学の分野から議論がなされてきた。これらの議論をみると、当該制度の意義は、検察官の訴追裁量に対するチェック機能と市民一般への教育的機能の二つに大別できるだろう。前者は、検察の下した判断の適否を審査員会で審査することにより、検察官の公訴権の行使に対するチェックがなされる（太田：1976、三井：1971、2005）とするものである。後者は、審査会を通じて法の枠組みに触れることで、審査員の司法に対する関心が高まり、公共意識の醸成にもつながるとする機能（佐々木：1968、

利谷：1968、丸田：1989）である。これらの議論が審査員の「市民的感觉」に期待するところは、不起訴処分の適否を審査するうえでの判断基準としての機能であり、なおかつその感覚が審査会を通じて陶冶されることにあると考えられているようである。まずはこの「市民的感觉」を既存の議論の前提の一つとして確認しておこう。

とはいえ、事件の審査における市民一般の能力に対して、疑問の声がなかったわけではない。そこでとりわけ問題とされるのが、法的な問題に対する市民一般の判断能力である。たとえば、検察官の立場からは、「審査結果については、証拠に対する評価能力の不足や、同種事件に関する起訴標準に対する無知等に基づく不当な議決⁽¹⁰⁾」が見受けられるとする批判がある。つまり、審査員は、法律に関する知識が欠けていることで、事件の適正な審査をするうえでのいわゆる「法的判断」能力が不足すると考えられているようである。この「法的判断」が何を意味するかについては、それ自体一つの大きなテーマとなるため、本稿では詳しく検討することはできない。そのうえ、審査員の能力について疑問を呈する論者のうち、直接この点について論じたものは見当たらない。だが、審査員に不足するとされている知識に関する議論を勘案し、以下では「法的判断」を「法律の専門家が有するであろう、法制度および法律の知識にもとづく判断」と考えておきたい。

こうした「法的判断」能力の欠如が指摘される一方で、審査会の求めによって専門的助言を提供した経験のある藤木英雄（1968）は、審査員の判断能力について、次のような評価をおこなっている。

「質疑を通じて、証拠の評価、法律の解釈適用の両面のからむ複雑な問題があるにもかかわらず、よく論点を把握しており、かつ、一方的な感情論におちいることなく公正な立場での法律判断に到達しようという真剣な空気に、深い感銘を受けた」。（藤木：1968）

以上の評価は、審査員の判断能力が低いとは言えない点を指摘している。そして、この評価からは、審査員が感情に左右されず公正な立場に立つ点に加え、いわゆる「法的判断」を意識してなおかつそれとの整合を図りつつ審査に臨んでいる点が示されている。つまり、審査員は事件の審査に際して、「法的判断」を無視して事件の審査をしているわけではないことが指摘されているのである。ここでは、「市民的感觉」に加えて、それとは異なる判断枠組として「法的判断」が定立され、そのことが既存の議論の前提となっていることを確認できるだろう。

以上、ごく一端ではあるが、審査会制度をめぐる議論をみてきた。これらの議論を簡単に整理し、ここでの議論の前提を確認したい。まず、検察審査員に対して求められるのは、いわば「市民的感觉」であった。これは法律の専門家とは異なる判断方法とされている。これに対して、審査員の判断能力に対して疑問を呈する論者からは、「法的判断」をする能力の欠如が指摘されている。これらの議論について、藤木によれば、事件の審査をするに際して、審査員は「法的判断」を意識しつつ事件を判断するようである。この二つの判断がそれぞれがいかなるものかについて、既存の議論では詳しく議論がなされていないため、その内容を知ることが難しい。だが、少なくとも、この二つは異なるもとして、その区別がなされていると考えていいだろう。

以上、既存の議論における前提として、二つの判断方法を確認した。だが、審査員の判断能力を検証するものとしては、藤木の見解はいささか心もとないといわざるを得ない。そこで、次節では審査員の意識変化の分析を通じ、その判断能力に関する検証をおこなった研究を見ていく。

第二節 審査員の意識変化に対する既存の評価

審査員の判断能力を検証するため、審査員の意識変化に関する経験的分析をおこなったのが利谷（1968）、丸田（1989）である。ここでは前節で確認した内容を踏まえ、主に両者の議論に依拠しながら審査員の意

識変化に対する既存の評価を確認する。

両者はともに、審査員経験者のうち、検察審査協会に加入した人々の感想文を資料として用いながら審査員の意識変化を分析している。両者の見解によれば、審査員は事件の審査をおこなう能力を備えており、かつ審査会での経験を通じて、その参加意欲は徐々に高まるという。そこでまずは、審査員の意識変化の大まかな流れを確認しよう。丸田によれば、協会員の感想の多くは、以下の傾向を示すという。

「感想の大部分は『審査会の名前の入った部厚い封筒を受け取って、どぎまぎし、不安になりながら、できることなら辞退したいと思ったが、審査会事務局のオリエンテーションに出席し、結局任務に就いてみると、この制度の重大性が判ただけでなく、検察の仕事や裁判制度に関心を寄せるようになった』というものがほとんどである」（丸田：121頁）。

審査員に選ばれた人々は、当初、選ばれたこと自体に不安や緊張を抱く。そして積極的に審査員になりたいと考える人は少ないようである⁽¹²⁾。たしかに、検察審査会の名称すら知らない人にとっては、不安や緊張感が生じるのも当然だろう。しかしながら、利谷によれば、審査員に選ばれた人々は、審査会事務局（裁判所職員）側の説明に耳を傾け、実際に審査業務を行うことで、当該制度の重要性を認識していくという。さらに派生的な効果として検察あるいは裁判制度自体への関心が高まることで、その意識の変化を遂げるようである⁽¹³⁾。

次に、審査員の意識変化を分析するうえで、利谷と丸田がとりわけ着目している「事件の審査への取り組み方」と、「審査会で得られた経験の意味づけ」について確認しておきたい。前者に関して、丸田はまず、審査員の「能力」について、審査員は「その持てる力を十分に発揮してきた」（丸田：138頁）、と述べ、審査員は事件の審査を行う能力があるこ

とを指摘している。特に、審査に取り組む姿勢として、「裁判官と同様に自己の良心と法律に従って仕事をすればよい」とする認識、や「私なりに全力投球で審査事件を議決したときは充実感が残」とする感想が挙げられており、これらは「審査会の強さ」（丸田：131頁）であると評価されている。また一方で利谷は、婦人である審査員の感想を取りあげ、小学生の女の子が事故で死亡した事件でありながらも、親としての安易な同情に流されず事件を客観的に審査した（利谷：256頁）ことから、審査員が感情に左右されず事件を判断できる点を示している。さらに「常識で全てを処理できない法律と常識のギャップについては、学者や弁護士等に出頭してもらい意見を聞く」とする感想から、これをもって「審査会の実際の状況」（利谷：259頁）の一端が窺えるとする。

以上の議論では、事件の審査にあたって審査員が積極的に取り組む姿勢が提示されている。特に着目しておきたいのは、審査員が感情に左右されず事件を審査していることに加え、法律を意識して審査していることであり、少なくとも「法的判断」との整合をはかりつつ審査しているように見受けられる。

次に、「審査会で得られた経験の意味づけ」について見ていきたい。この点につき丸田は、協会の感想に述べられる審査員としての自覚、法律的教養の必要性などから、審査員としての経験には「自己を發展させるものであっただけではなく、検察の仕事や裁判に強い関心をもつようにな」る「教育的効果」（丸田：130頁）があることを指摘している。これまで従来の議論においては、当該制度の派生的な効果として、裁判や司法に対する関心の高まりなどに加えて、法律、裁判手続きなどの法的・訴訟手続き等に関する知識の付与が挙げられてきた。⁽¹⁴⁾ これらの効果は、先に述べた審査員の「法的判断」との整合をはかる点もその要因の一つとして考えられるだろう。事件の審査を通じて、審査員はそれまで接することの無かった（あるいは少なかった）法律知識やそのような考え方に接することとなる。その結果、裁判や司法に対する関心の高まり

が生じたと考えられる。

だが、審査会で得られた経験の意味はこうした「教育的効果」によるものだけでなく、自らが積極的に事件の審査を担うことで、得るものもある。この点について、利谷は「審査員としての生活は、検察審査会制度の意義を深く認識させ、その仕事にやり甲斐を感じさせ」る（利谷：p.268）と述べ、審査会での経験がもたらす充実感を挙げている。その結果、利谷によれば、「国家的・社会的な事柄に関する決定に参加したということが、国家と社会を構成する個人としての自覚を、受動的なものからきわめて積極的なものへと転化」させた（利谷：271頁）と分析している。

以上、主に利谷と丸田の議論に依拠しながら、審査員の意識変化に対する従来の評価を確認してきた。次に、これまでの内容を整理し、そのうえで既存の議論に対する再検討をおこないたい。

第三節 「法的判断」への志向がもたらす問題

まず、第一節で確認されたのは、「市民的感觉」と「法的判断」であった。この二つは、審査会に関する議論において、個々の具体的な内容は明示されていないものの、異なるものであるという理由で区別されている。そして、これら異なる二つの判断もしくは考え方が既存の議論の前提にあることを確認することができた。次に第二節では、審査員の判断能力を検証する目的でなされた利谷と丸田の議論をみてきた。両者の議論によると、審査員は選ばれた当初、事件に臨む姿勢は消極的ではあるものの、次第に積極的となる。その理由として、「事件の審査に対する取り組み方」、「審査会の経験に対する意味づけ」が挙げられている。前者について言えば、感情に流されず判断する点、法律との整合をはかりつつ審査を行う点がある。後者について言えば、検察や裁判に対する関心の高まり、制度の意義を自覚することによって生じる充実感などであった。そして、これらの理由において、審査員は事件の審査を通じて「法

的判断」との整合性を図っていると考えられる。以上の議論によって、審査員の意識変化は、審査員が能動的に事件の審査に取り組み、そして、その経験を好意的に意味づけたことによるものと考えられるだろう。だが、これら既存の議論は審査員による「法的判断」への適応もしくはそれとの調和が自明の前提となっているのではないか。

既存の議論では、審査員の判断能力が問題とされていた。そのため、審査員の判断能力が決して低いものではないことを検証するにあたっては、事件の審査に際して、審査員が「法的判断」との整合を図っていることを示す必要があった。また、司法参加の意義を強調するうえでは、これまで接することの少なかった法律や裁判に関する知識が、市民一般にとって有効でなければならないだろう。しかし、こうした見解には直ちに同調しがたい。既存の議論では「市民的感觉」と「法的判断」は異なるものとされていた。審査員は「市民的感觉」のみではなく、「法的判断」を意識しつつ事件を判断するとされている。では、後者の判断と前者が対立する場合には、どちらの判断が優先されるのだろうか。「市民的感觉」が抑圧されるとするならば、当該制度の目的と反することになりかねない。また、結果的に「法的判断」が優先されたとしても、「市民的感觉」に対する割り切れない思いが残らないとも限らない。つまり、審査員が能動的に事件の審査に取り組むことで生じる問題がないとは言い切れないのである。

以上の観点から、続く第二章、第三章において、聞き取り調査で得たデータを素材として、「審査員の能動性がもたらす問題」について検討をおこなう。

第二章 事件の審査に伴う葛藤と充実感

第一節 死亡した当事者への思い

審査員が能動的に事件の審査をおこない、なおかつそうすることで審査会の経験を好意的に意味づけながらも、その過程でどのような問題が生じるのか。この問題を考えるにあたり、本章では協会員Bの「語り」を素材として検討する。協会員Bは60歳代（調査時）の女性である。彼女は2006年に審査員を経験し、とりわけ事件の審査に関わる職業に就いた経験はなかった。協会員Bは、事件の審査をしていくなかでの「困ったこと」として、被害者側に同情の余地がありながらも不起訴とせざるを得なかった経験を挙げている。それは一方当事者が死亡している事件を審査した場面でのことである。ここで問題となるのは、亡くなった一方当事者への同情の念と、事件を公正に審査しなければならない責任との間で生じる協会員Bの葛藤である。彼女は同情の念から、不起訴以外の結論を見出しえないか検討を重ねるも、やはり不起訴とせざるを得ないとの結論に至っている。まずは、事件の審査に積極的に関わることで生じる葛藤がどのような問題を孕むのかをここで検討したい。

なお、本稿の聞き取りデータでは、(・)は一秒程度の間、※※は筆者、〔 〕は方言の言い直し、()は補足を表している。

データ【B-1】

協会員B：困ったというのはねえ、あの一、資料を読んでいってね、読んでいって、やっぱりあの一、何て言うかいな〔何と云えばよいのか〕。こう無罪じゃないけど、そんなふう（検察の不起訴処分）に下された人の方が、こう（被害者に）同情はしても、やっぱり正しいんよね。正しいというか、正しい判断をしてはるんよ（検察の不起訴処分は正しい判断をしている）、その資料はね。これだけ調べて、結果的にあの一、こっちの方が悪いと、ね。あの一、だけん〔だから〕申し立てしとんしゃあ〔している〕人の気持ちはすごく分かるんだけど、同情するんだけど、やっぱりあの一、事務

的じゃないけども、こう調べた結果こうだったらやっぱり（・・）、罪はこっちにあるなみたいな、んー。

※※：（・・）ということは、その一、不起訴になった方が（・・・）。

協会員B：そう、やっぱり、不起訴かなど、うん。ほとんどやっぱ、そういうアレ（事件）やったけどね。もう同情する余地もいっぱいあるったいね [いっぱいある]。片方が亡くなりしとんしゃったらね [亡くなっているわけだからね]。あの一、（そし）たら思うけども、おも、思うし、思うけどもやっぱり、こう事実を見てみると、やっぱり不起訴になった人の方が、やっぱり。あの一、正しいんじゃないっちゃけども [正しいのではないけども]、正しいんじゃないけど、罪かと言われれば罪じゃないんよね①。

協会員Bは一方当事者が死亡した事件の審査をするにあたり、事件の内容を詳しく知ることによって亡くなった当事者へ同情の念を抱いている。しかしながら、事件の内容および検察側の提出した資料等を精査すれば、その事件は不起訴とせざるを得ないものであった。その最終的な判断の理由について、協会員Bは「正しいんじゃないけど、罪かと言われれば罪じゃない」①と述べ、一旦は二つの判断を出すも結果として後者の判断を重視している。この後者の判断がいわゆる「法的」な判断基準によるものかどうかは定かではないが、協会員Bは実際にはこの後者の判断を適用し、感情に流されることなく事件の審査に取り組んでいるといえる。

そうしたなか、協会員Bは審査会で最終的な議決を出す⁽¹⁵⁾際に、必要がないにもかかわらず議決投票用紙に自らの意見を書き込んでいたという。次のデータ【B-2】はその意見を書き込む理由を説明する場面である。

データ【B-2】

協会員B：不起訴になった人の方がやっぱり、あの一、正しいとは思わないけれども、だけん [だから] ②必ずほら、（議決投票用紙に）不起訴と書いたら何も訳を書かなくていいわけよ、ね、審査の時に。（そ）んで、でも私はやっぱ、こう一、書いてた。それは、あの一、不起訴だけでもあの一、こういう気持ちをもっと欲しいだの何だのとね、やっぱ書いてた③。

※※：意見を書いていた？

協会員B：あの一、不起訴の場合は不起訴だから、（議決投票用紙には）何も書かなくていいわけ、もう不起訴でさっと（議決を）出していいっちゃけど「よいのだが」、なんかね、不起訴じゃないときは（意見を）書くんやけどね。でもやっぱり（・・）、もうちっところ、気遣って欲しいとかいろいろ書きよったよ④。うん、不起訴だ・け・ど・も。

※※：（……）それは負担になったりするというのはあるんですか？

協会員B：いや、ふっ、もう、ふ、負担には、負担には、ならな…っていうか、もう一旦、うん負担にはならない（・・）。そうね一、こう気持ちを、尾を引くかっていうことやろ、要するにずっと後に。

※※：そうですね。

協会員B：うーん、そうね（……）、こう、（……）、尾を引くほど。もう1回（被害者側から申し立て書を）出されるとアレやけん、尾を引くまではいかんけども、うーん（……）。やっぱ不起訴を丸する（議決投票用紙の不起訴の欄に印をつける）ときもなんかちょっと、ね、こう、ちゅう、ちゅう、躊躇はせんちゃけども「しないけれども」。もう不起訴、これはどう見ても不起訴やね、って感じやから、あ、躊躇はしないまでもなんかね、なんか切ない思いはあるよね⑤。うーん。ほいで、そういう部分よね、あのなんか裁判でこう一判断下すってというのは、白黒下すってというのは。（略）なんかそういう思いはあるよね、なんか（……）、（考えるように）うーん。白黒はつきりするのがなんかね、気の毒なって言うか（……）⑥。

審査員が検察の判断を追認して事件を不起訴とする場合には、議決投票用紙に意見を付け加える必要はないとされる。⁽¹⁶⁾それにもかかわらず、協会員Bは「不起訴だけでもあの一、こういう気持ちをもっと欲しい」③、「もうちっところ、気遣って欲しい」④とする意見を書き添えていた。それは一つには、たとえ「不起訴相当」の議決を出さざるをえない中でも、検察もしくは不起訴となった当事者に対し、亡くなった側への配慮を求めるためである。もう一つの理由は、「正しいとは思わないけれども、だけん「だから」」④と述べるように、不起訴となった当事者を「正しい」とは思わない為である。そのため、協会員Bによれば、「不起訴」の判断を下すことに躊躇はなく、負担にもならないとしつつも、「切ない思い」⑤があるという。くわえて、審査会と裁判がやや混

同されているものの、判断を下す行為については、「白黒はっきりするのがなんかね、気の毒」⑥との言及がなされている。

「不起訴」という判断をおこないながらも、議決投票用紙に意見を書くこの一連の行為を、先のデータ【B-1】と合わせて考えてみたい。その際とりわけ重要と思われるのが事件を審査する際の二つの判断（「正しいんじゃないけど、罪かと言われれば罪じゃない」）である。最終的な判断を下すにあたり、協会員Bは「正しいか」「罪となるか」の二つの視点で事件を判断している。その結果、後者の視点を重視し、不起訴の議決に票を投じている。このように感情に流されることなく判断した行為は前章で確認した従来の議論でも指摘されている。だが、後者の視点で判断したことについて、協会員Bは「躊躇はしないまでも」「切ない思い」があり、「白黒下す」ことを「気の毒」に思うと述べている。これらの言明から、不起訴の判断を下しつつも、少なくとも事件に対する判断のうち前者（「正しいんじゃない」）は捨てがたいものであることを推測できる。そして、議決投票用紙に意見を書く理由は、被害者への配慮を求めるためであると同時に、不起訴となった当事者を「正しい」とは思わないためでもあった。すなわち、必要がないにもかかわらず議決投票用紙に意見を書いた行為は、二つの判断（「正しいんじゃない」と「罪じゃない」）に折り合いをつけるための一つの手段と考えることができる。

ここで確認しておきたいのは、まず第一に、感情に流されず事件を判断する行為が「切ない思い」を生じさせている点である。協会員Bは、一方当事者に対し同情の余地を抱くことで、その期待に少しでも沿える結論を出したいと思いつつも、事件を精査すればするほど、その期待に反する判断をせざるをえなかった。不起訴の判断と被害者への思いは両立しがたい。それゆえに、「切ない思い」が生じている。二点目は、協会員Bが二つの判断の間で葛藤を抱えている点である。その二つの判断とは、「正しいんじゃない」と「罪かと言われれば罪じゃない」であ

る。最終的に不起訴の判断を下すも、前者の判断も捨てがたく、そのため、議決投票用紙に意見を書いている。つまり必ずしも後者の判断に順応しているわけではないと言える。

第二節 「生きがい」となった審査会での経験

事件の審査に際し、協会員Bは感情に左右されることなく判断をおこなっていた。そして、それゆえに「切ない思い」が生じていることを確認することができた。だが、事件を審査することで、こうした割り切れない思いを抱きつつも、協会員Bは審査会での経験に対して好意的な評価を与えている。その理由として挙げられるのが「生きる希望」「生きがい」として表現される充実感である。以下では、この充実感を得る要因を探りつつ、前節で確認した「事件の審査に伴う葛藤」との関係を検討したい。

データ【B-3】

協会員B：あの、そう、あの一（・・）、（略）なんて言うかな（・・）、生きる希望⑦になった、っていうかね、生きがいっていうかね⑧、自分があの一、生き生きしてるのが分かったね。充実してる、人生が充実してると言ったら大げさだけど、なんかそんな風な、使命じゃないけどね。なんかそういうのを持ってやれたというのはね、なんかすごくよかった。（・・・）これはまた個人的なことだけどね。

協会員Bは「個人的なこと」であると断りながらも、審査会での経験を「生きる希望」⑦、「生きがい」⑧、といった言葉で表わそうとする。他者からみれば、それは大げさな言葉となるかもしれないと自覚しつつも、これらの言葉によって審査会での経験に対する意味づけを行おうとしている。

なぜこれほどまでに、審査会に対して好意的な評価が与えられるのか。この問題を考えるにあたり、次のデータ【B-4】では、その好意的な

評価の理由について、さらに詳しく探る質問を行っている。ここでの質問は、審査会で得られるものがボランティア・サークルや趣味のサークルで得られるものとどのように違うのか、というものである。

データ【B-4】

協会員B：サークルに、自分からどっかにサークルに行って、こう充実感を得るというのとは、全くこれは別問題と思う。べ・つ・も・の。

※※：別物と覚えるのは、以前からやってみたいと思ってた検査審査会だから（別の箇所でB自身がそのように語っている）ということなんですか？

協会員B：うーん、そうねえ。それとー、うーん、なんて言うかなー、（…）こう、サークルだったら自分の、自分のことで、まあそこにお友達ができてみたいなやけど、これはあの一実際に起こった事実、事件っていうのは全く、あの一なんて言うかな、別世界じゃないけど、まあ自分の周り、自分の周りでも起こりえん〔起こりえない〕事件じゃないけれども、うーん（…）、やっぱ携わり方は絶対ちがうよね⑨、サークルとかなんとかのアレとはね。

※※：サークルとなるとある程度ボランティアだったり、趣味だったりっていう…。

協会員B：そうそうそうそう。

※※：それと比べて…。

協会員B：これやっぱりあの一、真剣じゃない⑩。

※※：はあ。

協会員B：やっぱり考えなくてはいけない⑪っていうの、やっぱりうーん。だから、だからそういうところにやっぱ全然、感じ方は違うね、思い入れも違うし⑫。

先のデータ【B-3】では充実感が語られていたが、このデータの前半をみると、審査会とサークルとではその意味合いが異なるようである。しかしながら、先のデータ【B-3】で語られていた「生きる希望」、「生きがい」を引き合いに出せば、両者を区別する決定的な違いがどこにあるのか判然としない部分も残る。

その区別の手がかりになると思われるものがデータ【B-4】の後半で語られている。それは実際に起こった事件を扱うという「携わり方」⑨である。具体的には、「真剣じゃない」⑩、「考えなくてはいけない」⑪といった言葉で表される、審査の場で要求される姿勢、取り組み方で

ある。たしかに、ボランティアや趣味のサークルにおいても、真剣に取り組んでいる人々はいらるだろう。だが、前節でみてきたように、協会員Bは当事者の一方に対して同情の余地を抱くがために、事件を審査するにあたり、必然的に真剣に臨み、考えなくてはならなかった。そのため、「感じ方は違う」「思い入れも違う」^⑫異質な場として審査会は認識されている。協会員Bの充実感、サークルとは異なる審査会のこうした「重み」に加えて、受身ではなく能動的に審査をしたことが相まって、得られていると考えられる。そして、こうして得られた充実感が、審査会の経験を好意的に評価させる要因の一つとなっているようである。⁽¹⁷⁾

以上、審査会の経験に対する好意的な評価の要因として、審査会がもつ特性と、自らの取り組み方がによってもたらされる充実感（「生きがい」「生きる希望」）をみてきた。だが、充実感を得た理由は上記のものみではない。次に、それとは別の理由について語られているデータ【B-5】を見てみよう。

データ【B-5】

協会員B：やっぱあの一、そうね、いろんな楽しいこととかなんとか、もう長年生きてきてあったけど、充実しとう[している]っていうのはなかなか無いもんね。「充実してたなあー」っていう実感するその瞬間的なものはあるかも知れんけど、今日1日充実しとったなあとか、そんなのはあるよね。あるけども、こう、あの一、日々こうなんか、満足度っていうかね^⑬。うーん、充実しとう[している]日々やったね（審査員の）半年間は。

データ【B-5】の語りから、先ほど「生きる希望」、「生きがい」として語られた充実感が、これまでの日常生活との対比によって意味づけられたものでもあることを確認できる。審査員としての日々は、「日々こうなんか、満足」^⑬を得られるものであり、その充実した経験が、審査員終了後の日常生活と比較されることで、「生きる希望」「生きがい」となっている。協会員Bの充実感、日常生活によってその意味合いを強

められているのである。したがって、「生きる希望」や「生きがい」といった充実感は、主として協会員Bが審査に積極的に関わっていき、なおかつ日常生活との対比をおこなうことで得たものと言える。

ここでもう一点確認しておきたい。事件の審査を通じ、なおかつ日常生活との対比で意味合いを強めた充実感の要因のうちに、前節でみた「審査の過程で生じる葛藤」もその一つと考えられないだろうか。協会員Bは審査員としての半年間を、日々充実したものであったと語っている。その半年の間で審査した事件のうち、前節でみてきた事件の審査も当然含まれる。一方当事者への同情の念から、協会員Bは事件の審査に対して真剣に臨んだと考えられる。結果としては、不起訴とせざるを得なかったものの、その結論は少なくとも、事件を精査した上でのものである。その審査の過程での取り組み方、考える姿勢は、データ【B-4】で語られた「真剣じゃない」^⑩「考えなくてはいけない」^⑪とする審査会で得た充実感の要因の内に含めて考えられなくはない。たしかに、協会員Bが審査した事件はこればかりではない。この他にも、充実感をもたらすような事件の審査を経験したことは十分考えられる。だが、少なくとも、一方当事者が死亡している事件の審査は、審査員の緊張感をより高め、その結果、審査の経験を通じて得る充実感をもたらす可能性は高い。このように考えられるとするならば、審査の過程で生じた葛藤も、協会員Bが得た充実感の要因の一つとして否定できないと思われる。

第三節 小括

本章では、協会員Bの語る「事件の審査に伴う葛藤」と「審査会での経験の意味づけ」を素材として、審査員の能動性がもたらす問題を検討してきた。ここで、これまでの内容を簡単に確認しておきたい。まず、第一に、協会員Bは積極的に事件の審査に関わり、なおかつ感情に流されず判断することで、「切ない思い」で表される割り切れない思いや葛藤を抱えていることを確認した。第二に、「正しいか」「罪となるか」の

判断は両立しがたいものの、それでも折り合いをつけようと議決投票用紙に意見を書いていることから、協会員Bは後者の判断に必ずしも順応しているわけではないことを確認した。第三に、協会員Bは審査会の特性に加えて、受身ではなく能動的に審査をしたことにより充実感を得ており、なおかつそれまでの日常生活との比較でその意味合いを強めていることを示した。さらに、この充実感の要因として、審査の過程で生じた葛藤も否定できないことを指摘した。以上の検討によって、審査員の能動性がもたらす問題は次の点を挙げることができるだろう。それは事件の審査に積極的に関わることで、協会員Bは割り切れない思いや葛藤を抱え、判断を下した後も「切ない思い」が残る点である。だが、その葛藤も事件の審査を通じて得た充実感の一因として否定はできないことを、ここでは強調しておきたい。

第三章 審査員の能力がもたらす功罪

第一節 審査に有用な職業

前章で検討対象とした協会員Bは、事件の審査に対してははじめから積極的ではあったものの、語りの中で述べた事件（交通事故）に関連する職業ではない。では法律の専門家ではなくとも、交通事故に関して一定の知識がある審査員の場合ではどのような問題が生じるのか。そこで本章では、交通事故の審査に関連する職業であった協会員Cの語りを素材に審査員の能動性がもたらす問題を検討したい。

協会員Cは1978年に審査員を経験しており、審査員当時は自動車学校の指導教員であった。そのため交通事故にまつわる不起訴処分事件の審査について、比較的理解しやすかったと述べている。次に取り上げるデータは、事件の審査に関する語り【C-1】と、審査会を通じて得たものに関する語り【C-2】である。

データ【C-1】

※※：11人で審査して行く中で、意見というのは活発に出るものなんでしょうか？

協会員C：やっぱ最初は出ないですね。やっぱ分からん部分があるでしょ。内容とか。自分たちがだいたいそういう交通事故とか仕事してますからね、まあ疑問点はなんでそういうところで（事故が）起きるのかなと、あと心理的なこともあるからね。そういうストレートにどうだということじゃなくて、だから私の方は特別に仕事関係のがあったからね、だからわかりやすくと入れたんですけどね①、普通の方は（議論の中に）入れんでしょうね。と思いますよ。

※※：使われている用語というの、やはり難しいものなんでしょうか？

協会員C：いや、そう（難しくは）ないですよ。法律用語は無いでしょうが〔無いでしょうよ〕。

※※：では検察官の捜査書類などを直接見て、それはガチガチの法律用語で作られたものではないという印象だったと？

協会員C：他の方は分かりません。私の場合は仕事が仕事ですからやっぱし解釈はストレートにできるんですね②。（法律用語を）使われても。道路交通なんか言われても理解はできる。

データ【C-2】

※※：ご自身の日常生活のなかで、審査員を経験して変わった点というの何かありますか？

協会員C：（略）やっぱその6カ月間おった中で、話をする中でですよ、ここで知りえたことがそのまま出すんじゃなくて、そういうふうになっているんだなあということ（自動車学校で）しゃべりますわね、教習生の卒業式とかやっでしょ〔やるでしょう〕。やっぱそれを含んで話すからですね、審査員の経験を。こういう事故をやってこういう流れで起訴、不起訴になると、そういう流れが出てくると、もしもこうなるよと、含みがでできますわね③、自分の中に枝葉が付いてきましょう。話すことによってやっぱ自分にはないものを相手からとるといふ。その自分なりの性格的なものもあるかもしれないですけども。プラスにはなったですよ、仕事上、繋がっているからですね④。まあここから知恵をもらうというとおかしいですけども、その含みをもらえるから（……）。私の場合はですね、ここにきて6カ月間やらしてもらってプラス面が多いでしょうね、マイナス面よりも⑤。（勤務）時間内に出させてもらって、それだけ違う場所で仕事上にプラスになることが出てきたということでしょうねえ（……）。

データ【C-1】では他の不慣れな審査員が、審査の冒頭から事件の内容を把握し、意見を交し合うのは困難であることが語られている。一方、協会員Cは自動車学校の指導教員という仕事柄、事件の内容を理解し易く、そのため議論の中にも「すっと入れた」①ようである。同様に、審査会の場で用いられる法律用語についても「解釈はストレートに」②できた⁽¹⁸⁾と述べられている。ここでは審査の場において、協会員Cの職業柄身につけた知識や能力の有用性が語られている。そして、この有用性によって協会員Cが審査の場へ適応していった様子をうかがうことができる。

続くデータ【C-2】では、審査会で得た知識に対する評価が述べられる。下線③の発言をみると、この知識は交通事故の法的処分や手続き等に関するものであると考えられる。そしてこの知識は、協会員Cが教習生に対して話す内容に「含み」③を持たせることで、仕事上「プラスにはなった」④⁽¹⁹⁾と意味づけられている。

以上二つのデータからは、協会員Cの仕事柄身につけた知識や能力が、事件の審査をする上で発揮した有用性と、審査会の経験に対する、仕事に関連づけられた意味づけを確認できる。職業柄、事件の内容は理解しやすいものであり、そのため協会員Cは審査会での議論に入りやすくなっている。また、自らの仕事に関連付けて仕事上利用可能な知識の獲得もなされている。したがって、二つのデータでみてきた事件の審査に伴う議論への適応、仕事上利用可能な資源の獲得という協会員Cの実践からは、その能動性が有効に発揮されたといえるだろう。

第二節 職業柄受け入れがたい思考方法

前節のデータからは、協会員Cが仕事上身につけた知識や能力を発揮しつつ事件の審査をおこない、仕事上有用な交通事故の処理手続き等に関する知識を獲得していることを確認した。だが、先のデータ【C-2】において一つ看過できない点がある。それは、審査会で得たものに

ついて「マイナス面よりも」⑤と付言し、その評価が一義的ではない点である。よって、ここでは知識の獲得がどのような問題をもたらすか検討したい。次のデータは審査員をしている間の負担の有無を尋ねたものである。

データ【C-3】

※※：審査員をされてる間に、何か負担になったという点はなかったでしょうか？

協会員C：うーんそれは無いですけどね（・・・）。あんまり知りたくない部分もやっぱり出てくるんですね。⑥仕事は仕事ですからね、そこら辺のところ絡むんですよ⑦。まあ、ここまで知らん方がよかったなあっていう部分も若干出てくるんですね、交通事故に関して⑧。その件もありましたけどね。（中略）まあ知らん方がよかったなあってうのがありますよ、話を聞く中で。まあここにきてそういうものの考え方⑨をいただいた半面、やっぱり〔やっぱり〕、あんまり、ああここまで知らん方がよかったなあっていう。それがどうかということじゃないですよ、まあそういったものもプラスにはなっていますかね、自分の考え方についてそれだけくっついてきますから⑩。知りたくないということは半ば聞きたいということですよ。ただそれを聞くとは重荷になって残るんですよねえ（・・）。⑪

※※：人間関係的なものですか？

協会員C：人間関係と言うのじゃなくて、何て言うんですかな、（・）考え方に複雑な面が出てくる⑫でしょ、自分でストレートに解釈できんから⑬聞きたくないということですよ。自分で理解できない部分⑭があると聞きたくないという半面と聞いてよかったというふたつの半面が出てくる。私の場合は努めて、仕事のそういう関係上として話す機会が多かったでしょ、教習生の方と。だから、あんまり聞きたくないという半面に聞いたときゃよかったなあという半面と出てくる。

※※：半々ということですか。

協会員C：そうですね。

※※：知識として聞いたときゃよかったけどその半面、やっぱりちょっと重荷に（・・・）。やっぱりなにがしかの負担が（・・・）。

協会員C：やっぱそりゃあ、あるでしょう。だから負担といっても、（両手を挙げて）いやあ、こりゃあ、という負担は無いんですけどね⑮。

審査会を通じて獲得された知識は、仕事上利用可能なものである一方で、それは協会員Cにとって、「あんまり知りたくない部分」⑥として

の「ものの考え方」⑨も含むものであった。知識のそうした負の側面に対しても「自分の考え方についてそれだけくっついて」⑩くることで、「そういったものもプラスにはなって」⑩いると再解釈がなされるが、それは協会員Cにとって「重荷」⑪となっている。だが最後の発言⑮をみる限りでは、この「重荷」は過重なものとなっていないようである。

ここで、「重荷」となった「ものの考え方」をさらに掘り下げて考えてみたい。まず、審査会を通じて得た「ものの考え方」は、協会員Cが仕事柄、とりわけ関わりの深い「交通事故」⑧に関するものである。それは「考え方に複雑な面」⑫を含むため、協会員Cにとって「自分でストレートに解釈」し⑬、「理解」⑭することができないものとされている。つまり、協会員Cが仕事柄身につけた知識あるいは能力に基づく考え方では、容易に解釈しがたいものが、ここでの「ものの考え方」に含まれていると理解できる。そのため、協会員Cはこの「ものの考え方」に「知りたくない」部分を見出し、それを「重荷」としている。

強調しておきたいのは、「知りたくない」ことの要因が、先に述べた知識の獲得に対する好意的な評価と同様に、自らの仕事と関わる点である。仕事柄、交通事故をめぐる事件の審査についてはその内容を理解し易かったとされる。だが、審査会を通じて得た「ものの考え方」は、これまで協会員Cのうちに蓄積されてきた判断の仕方、思考枠組みとは相容れない部分を有している。そのため、データ【C-3】で「仕事は仕事ですからね、そこら辺のところで絡む」⑦と述べているように、自らの職業上の立場が、「解釈」できない、「知りたくない」ことを生じさせるその要因ともなっている。仕事上利用可能な資源として「知識」を得るが、それは逆に、仕事上具わった能力の観点からすると「ストレートに解釈しがたい」側面も有しているのである。つまり、仕事と結びつけることにより、知識の獲得は利用可能な資源としての意味をもつ一方で、同時に「解釈」しがたい、「知りたくない」「重荷」となるのである。

第三節 小括

本章では、審査員時に自動車学校の教官であった協会員Cの語りを見てきた。仕事上身につけた能力や知識を動員することで、協会員Cは事件の審査に伴う議論へ適応していき、なおかつ仕事上利用可能な資源としての知識を獲得している。ここでは、いわば審査会における協会員Cの能動的な実践とその有用性とが見受けられる。だが、同時に知識の獲得は「重荷になって残る」事態を招いている。いうなれば、審査会で得た思考や認識枠組みとこれまで仕事柄身につけたものとの間の齟齬が生じ、それが「ストレートに解釈」できない、「知りたくない」「重荷」として語られている。以上の分析をまとめると、職業上身につけた能力は事件の審査、そして職業上利用可能な知識の獲得において有用である反面、「重荷」も招いている。そして重要なのは、この「重荷」の要因が、審査会で得た「ものの考え方」と職業上身につけた能力あるいは知識にもとづく思考とのズレにあることである。

第四章 審査員の能動性が有する両義的性格

前章までの分析結果を簡単に確認すると、協会員B、Cはともに審査会に適応しつつ不起訴処分の審査を行っていた。その結果、それぞれ日常生活あるいは仕事上利用可能な資源として、充実感や知識を獲得している。だがそれと同時に、事件の審査を通じて「切ない思い」や「重荷」が生じる点もみてきた。ここではまず、以上の点を敷衍しつつ、本稿の目的である「審査員の能動性がもたらす問題」について検討する。そして最後に、以上の作業を通じて析出される点を手がかりに、従来の議論における前提の見直しをすることで、わずかながらも今後の司法参加をめぐる議論への提言としたい。

第一節 「法的判断」と「市民的感觉」の対立

第一章で確認したように、審査員の意識変化に対する既存の議論は、その能動性を好意的に評価するものであった。その評価の理由は、事件の審査に対する審査員の取り組み方、それによって生じる充実感や司法への関心の高まりにあると考えられていた。そして、こうした既存の議論の目的は、以上の点を指摘することで、法律の専門家ではない審査員であっても事件の審査をおこなう能力があることを示すことであった。

本稿の分析では、それぞれの審査員が自らの能動性を起動させている点として、次の二点を指摘できるだろう。第一に、審査会で求められる判断枠組みに適応し、それに基づき事件の審査をおこなっている点である。その内容を確認すると、協会員Bは、亡くなった被害者への同情の念をいだきつつも、感情に流されることなく事件を審査し、その結果、「不起訴処分」との判断をおこなっていた。また、協会員Cは職業上身につけた知識や能力を駆使することで、事件の審査に馴致していくようである。よって本稿で確認してきた協会員たちは、この審査会で求められる思考・判断枠組みに対し、適応しうる潜在能力があると捉えることができるだろう。

第二に、協会員が事件の審査を通じ、日常生活で利用可能な資源の獲得をおこなっている点が挙げられる。その資源とは「生きがい」や工作上利用可能な「知識」である。協会員Bは審査員終了後の日常生活との対比によって、「生きがい」という資源の意味合いを強めている。協会員Cは仕事と関連付けることで、審査会で得た「知識」に積極的な評価を与えている。以上の点は、既存の議論によって評価される審査員の能動性が、積極的な意味をもちうる場合にあたると言える。

しかしながら、本稿の分析結果からは審査員の能動性が両義的な性格を持つことを指摘できるだろう。事件の審査に適応、ならびに利用可能な資源の獲得がなされる一方で、本稿の協会員たちは、「切ない思い」や「重荷」などの負担も同時に抱えるに至っている。協会員Bは同情の念を

抱きつつも、感情に流されることなく事件を判断することで「切ない思い」を抱えていた。同じく、協会員Cは、事件の審査を通じて、新たな「ものの考え方」を知ることにより、それが「ストレートに解釈」しがたい「重荷」にもなっている。つまり、これらの「切ない思い」や「重荷」は、審査員が事件の審査に対し積極的に取り組むことで生じており、審査員の能動性が両義的性格を有することを意味しているのである。

既存の議論の目的は、あくまで、事件の審査をなしうる審査員の能力を実証することにあった。そのため、審査員の能動性を一義的に評価しているとの批判はやや的外れなものとなる。だが、少なくとも審査員の意識変化を検討するうえでは、その能動性が時に両義的なものとなる点を踏まえる必要があるのではないだろうか。なぜなら、いまだ「切ない思い」や「重荷」を抱えていながら、それでもなお審査員の経験を自らの糧として意味づけようとする協会員の実践に、これまで見落されてきた審査員の意識変化の一因を見出しうるからである。この点につき、次節で考察する。

第二節 「法的判断」と「市民的感觉」の交錯

これまで見てきたように、協会員は司法参加の経験を好意的に評価しつつも、「切ない思い」や「重荷」を抱えている。しかしながら、この「切ない思い」や「重荷」に与えられるのは否定的な意味ばかりではなく、既存の議論との比較で、積極的な意味もあると思われる。この点について以下で試論的に考察する。

まずは「切ない思い」と「重荷」が生じた理由を振り返ってみたい。協会員Bは、感情に流されず不起訴の判断をおこなっていた。だが、その行為に対して、「白黒つける」ことの割り切れない思いが語られている。ここでの割り切れない思いとは、「正しくはない」「罪とはならない」との二つの判断を出しながらも、後者を選ばなければならなかったことによるものである。そして、「切ない思い」は、この両立しがたい二つ

の判断を出していたことにその一因がある。次に、協会員Cの場合を振り返ってみよう。協会員Cの述べる「重荷」とは、「知りたくない部分」を含む「ものの考え方」を指していた。この「考え方」とは、審査会で新たに知ることとなったものである。そして、職業上身に付けた知識や能力からすると、この「ものの考え方」は解釈しがたい、なおかつ理解しがたい部分を含むため、それが「重荷」となっていた。つまり、「重荷」が生じた根本的な理由とは、この「ものの考え方」が職業上身に付けた考え方では受け入れがたいことにあると言える。以上の点からすると、両者が抱えることとなった「切ない思い」と「重荷」は、少なくとも二つの判断あるいは思考の間の対立をその要因の一つとして考えることができる。協会員Bでは「正しくはない」／「罪とはならない」であり、協会員Cでは「職業上身につけた考え方」／「審査会で得た考え方」である。

上記二つの判断あるいは思考の対立が有する可能性についてここで二点、指摘したい。まず一点目は、これらの対立が、協会員の充実感や審査会で得た知識の要因となる可能性である。協会員Bは審査会での経験を充実したものとして、「生きる希望」「生きがい」になったことを述べていた。その充実感の要因の一つとして、審査の過程で生じた葛藤も全くは否定できないことを指摘した。また、協会員Cにおいては、審査会で得た「ものの考え方」が「重荷」となる一方で、自らの考えに「プラスになる」ことが語られていた。協会員Bは充実感をもたらす要因の一つとして、また、協会員Cは知識の幅を広げるものとして、それぞれ「切ない思い」、「重荷」を位置づけることができないわけではない。このように間接的ではあるが、「二つの判断・思考の対立」が審査員の意識変化の一因となる可能性も全く否定はできないのである。

二点目は、従来の議論の前提に関する問題である。第一章において確認したように、既存の議論では、審査員に求めるものとして、なおかつ「法的判断」とは区別されるものとして「市民的感觉」が挙げられてい

た。しかしながら、本稿で確認してきた内容からすると、こうした「市民的感觉」として審査員の判断もしくは思考の様式を捉えることについては、留保せざるをえない。たとえば、協会員Bは、最終的な判断を下すにあたり、「正しいんじゃないけど、罪じゃない」とする判断をまず出していた。そして、この最初の判断には「市民的感觉」と「法的判断」とが同時に含まれているとも考えられる。それは審査の対象となる当事者を道徳的に批判しつつも、法的な罪を問うことはできないとする捉え方である。既存の議論は「市民的感觉」でもって事件を判断することを審査員に求めていたが、少なくとも協会員Bは、その「感觉」のみでは捉えがたい判断もしくは思考の様式でもって判断しているようである。次に協会員Cのデータを振り返ると、審査会で得た「ものの考え方」の両義性が語られていた。そこでは職業上身に付けた知識や能力による「考え方」と差異が「重荷」の主な要因であること指摘してきた。聞き取りした限りでは、この二つの「考え方」の中身を詳しく知ることはできない。だが、前者の「ものの考え方」を検察官の思考・判断として考えたとき、その基準が事件の状況等に応じた柔軟なものであることから、協会員Cが職業上身につけていた「考え方」は、審査会で得た「考え方」と比べ、逆に実直に法令を順守する思考であるとも考えられなくはない。以上のような、協会員Bならびに協会員Cの思考・判断の様式からすると、審査員は既存の議論で前提とされてきた「法的判断」／「市民的感觉」の区分では捉えがたい思考・判断の実践をおこなっていると言えそうである。

以上により、本稿では審査員の能動性が有する問題として、その両義的性格が確認された。事件の審査において、その能動性が発揮されることにより、事件の審査で求められる判断枠組みに適応し、なおかつ日常生活で利用可能な資源の獲得がなされていた。同時に、そうした能動性によって、本稿の協会員たちは、「切ない思い」や「重荷」などの負担も同時に抱えるに至っている。しかしながら、この負担は必ずしも否定的な

意味のみをもつのではなく、充実感や知識をもたらす要因となる可能性を指摘した。さらに、「切ない思い」や「重荷」の理由をたどることは、従来の議論における自明の前提を見直す契機となるかもしれない点を示した。

たしかに、これまで審査員経験者に対して行われてきた統計調査をみると、審査員経験者の多くが、審査会での経験を好意的に評価しているようである。⁽²¹⁾しかし、その評価に、表面的には語られない「切ない思い」「重荷」が含まれているとするならば、審査員経験者の意識変化を捉えるにあたって、それらの声に対して関心が向けられるべきではないだろうか。なぜなら、「切ない思い」や「重荷」を抱えつつも、審査会での経験を好意的に意味づけようとするにも審査員の意識変化を捉える上での手がかりがあるからである。

むすびにかえて

既存の議論は審査員の能動性、ひいてはその潜在能力に目を向けることで、事件の審査における市民一般の判断能力の高さを示してきたといえる。だが、その能動性を捉えていくうえで⁽²²⁾見過ごしてきた部分があることを本稿では確認してきた。一つはその能動性が有する両義的性格であり、既存の議論における「市民的感觉」／「法的判断」の区分に捉われない審査員の実践である。以上の点を指摘することで、本稿はごく一端ではあるが、審査員の能動性が有する問題とその原因となる二つの思考・判断の対立も、時に有用であることを提示できたのではないかと考える。

しかし、本稿は司法参加経験者による「司法参加の経験」の一部を解釈したに過ぎない。加えて、裁判員制度と検察審査会をどこまでパラレルに論じることができるかは、今後さらに検討を加えていくべき課題で⁽²³⁾

あろう。

だが、少なくとも司法参加の経験は、日常生活において各自が利用可能な資源を獲得する契機を与えていると言えるのではないだろうか。そして、それは時として「切ない思い」や「重荷」を引き受けざるをえない事態を招くことも否定はできない。しかし、本稿の協会員でみてきたように、利用可能な資源の獲得や充足感と、これらの負担とが交錯するなかで、その負担が司法参加の議論においてなんら意味を持たないとは言い切れない。そうした意味で、本稿は司法参加を経験した人々の声に、さらに耳を傾ける必要性をわずかながらも示せたのではないだろうか。

とはいえ、本稿では「法的判断」と「市民的感觉」の内容およびその二つの間の関係について十分に検証することができなかった。法社会学において重要なトピックであるこの議論については、さらに詳しく検討する必要があるだろう。この点をまずは今後の課題とし、本稿のむすびとしたい。

註

- (1) 最高裁判所「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第5回）配付資料2-3：裁判員制度の運用等に関するアンケート」http://www.courts.go.jp/saikosai/about/iinkai/saibanin_kondan/siry0_05/index.html（2009年8月3日～9月30日 対象事件14件、選任された裁判員85名のうち、79名から回答を得ている）参照。
- (2) 裁判員制度実施前におこなわれた最高裁判所による「裁判員制度に関する意識調査（2008年4月調査対象者は全都道府県で総数10,500名）」（http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/08_04_01_isiki_tyousa/siry01.pdf（2009年6月4日確認））p.22によれば、参加意向に関する調査の結果として「参加したい」4.4%、「参加してもよい」11.1%、「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」44.8%、「義務であっても参加したくない」37.6%となっている。以上の結果からも分かるように、裁判員となることに消極的である人々の割合は、制度実施の前年においても依然として高い傾向にあったといえるだろう。そのうち、「裁判員として参加する場合の心配及び支障」の結果（複数回答可）を比率の高い順に示すと、「判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じ

る」(75.5)、「素人に裁判が行えるのか不安である」(64.4)、「裁判官と対等な立場で意見を発表できる自信がない」(55.9)、「身の安全が脅かされるのではないかという不安がある」(54.6)、「冷静に判断できる自信がない」(47.8)、「裁判に参加することで仕事に支障が生ずる」(36.7)、「裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通す自信がない」(26.1)、「裁判に参加することで養育や介護に支障が生ずる」(16.6)となっている。

- (3) 検察審査会制度の制定過程については太田(1976)、最高裁判所(1998)、出口(2007)を参照。
- (4) 検察審査会はこれまで、研究者の間では一般市民の意識改革、法的知識の付与などを理由として、市民の司法参加を肯定するうえでの好例として取り上げられてきたといえる。審査員経験者に対する調査として主なものを挙げると、次節で詳しくみる利谷(1968)と丸田(1989)は審査会経験者の感想文に対する分析をおこなっている。統計調査としては、京都弁護士会(2000)、山崎(2001)、座談会形式でグループへの聞き取りをおこなったものとしては日本弁護士連合会(1975)などがある。そのほとんどが審査員経験者からなる任意の団体、検察審査協会の協会員を対象としている。そして、これまで、協会員に対して個別に聞き取り調査を行った研究は、管見の限りでは存在しない。
- (5) 検察審査会の行った議決の中では誤って起訴に至った事件も存在する。その中でも特に検察審査会の議決の責任について問題となるのが「甲山事件」である。この事件は、一旦は検察が嫌疑不十分とした事件を神戸検察審査会が職権で審査し、不起訴不当の議決を下したことを受けて、検察官が再捜査の結果、被疑者を神戸地方裁判所に起訴したというものである。一度も有罪判決が下されることはなかったが、検察の控訴・上告によって裁判が続き、事件発生から25年経てようやく無罪が確定した事件である。詳しくは(上野=山田2008)を参照。
- (6) 現役の審査員に接触することは、検察審査会法26条によって禁止されている。そのため、調査対象は審査員経験者とならざるを得ない。しかし、審査員経験者は現役の審査員と同様に公表されないため、本稿では先行研究と同様に、検察審査協会(以下、協会とする)の会員を調査の対象としている。協会は審査会経験者有志によって構成されている民間の任意団体である。その活動目的は大きく2つあり、検察審査会制度の広報活動、会員相互の親睦となっている。協会は各地裁および地裁支部ごとに協会は置かれ(協会のない箇所もある)、その会員数は全国で約24,000名(平成16年末)にのぼる。筆者は2004年7月から2009年1月にかけて、福岡県内の協会員のうち17名の協会員に対して録音機器を用いた聞き取り調査を実施した。具体的には福岡県内の全7事務局と協会

（福岡、小倉、直方、飯塚、田川、久留米、柳川）に所属する協会員である。事務局では主に事務局長、課長、協会では各協会の会長、副会長、理事、一般会員に対し聞き取り調査を行なった。そして、協会員に対してのみ録音機器（ICレコーダー）を用いて会話を録音し、これをテキスト化している。本稿ではそのうち2名の協会員の語りをを用いている。

- (7) 本稿は主にその方法論を解釈的アプローチに依拠している。箕浦（1999：16-18頁）によれば、実証主義は客観性を重んじた方法論として主張されてきたが、そこから見出された事実も一連の知的操作を通して「再構成された事実（reality remade）」にすぎない。それに対し、解釈的アプローチは、「事象や対象を測定すること」のなかで埋没し見失われた、「対象を理解する」という了解的スタンスでデータを見ていく方法論であるとする。これに加えて本稿では検討対象となる審査員経験者の「語り」を捉える際には、「人々は特定の時間における経験を、有意義な統一体として系統立て、なおかつ彼／彼女らの人生における出来事を展開するテーマへと一体化する様式として物語形式を用いるよう努めている」Polkinghorne（1988：163頁）とするスタンスにも依拠している。
- (8) 佐藤（千）（1973：3頁）参照。なお、同様の見解を示すものとして三井（1971）は、「検察審査会に求められるのは素人の正義感・常識・市民的感觉なのであって、決して玄人の判断を要求しているのではない」（64頁）としている。
- (9) この「市民的感觉」をめぐっては、もちろん論者により若干の意味の違いがあるが、共通しているのは法律の専門家とは異なった市民一般の考え方あるいは良識という認識のようである。例えば、（三井：1994）によれば、検察居審査会は「検察官の活動に対して、法律実務家とは異なった一般市民の良識・感覚を反映させる制度であり、検察民主化の一方策ということが出来る」（三井：130頁）としている。また、（本田：1969）によると、審査会の目的は審査員の「良識による判断によって不起訴処分の適否を審査しようとするものである」（本田：282-283頁）としている。
- (10) （辻：1953）27頁を参照。
- (11) 審査員の能力について疑問を呈する論者のうち、審査員に不足すると考えられている知識に関する議論を挙げると次のとおりである。「不起訴処分の当否を審査するには、円満な良識を加えるに、相当程度の法律知識や刑事政策的見識を要するのであって、今日のわが国民の一般的な知識水準に照らすとき、その至難なことはいうまでもないところであろう」（辻：1953、27頁）。「検察審査員は、裁判や検察のしくみ、捜査の実情、証拠法の内容などについてある程度の知識をもたなければならないであ

ろう。しかし、現状は必ずしもこのような水準に達していない」(本田：1969、291頁)。

- (12) この点に関し、福来=黒沢(2006)の統計調査が参考になる。福来=黒沢は、審査員経験者(229名)、アメリカの陪審経験者(990名)へのアンケート調査の結果をもとに、裁判員裁判に向けて、「一般人の司法への参加意欲や弊害、裁判員への信頼度、展望、報復への懸念、守秘義務や市民参加への広報活動」について検討を行っている。その結果によれば、審査員に召集された際の感想は、否定的回答は少なくない。「本当のことをいえば、はじめは審査員には、なりたくなかった」との質問に対して、回答者の42.2%が「同意、はい」「どちらかといえばはい」と答えている。
- (13) 刑事訴訟法の分野で同様の見解を示すものとして、三井(2005)の議論がある。長年、検察審査会に対する研究を行ってきた三井は、検察審査員経験者の大部分が示す反応を、参加のプロセスに沿って以下のようにまとめている(三井：82頁)。1) 審査員選出の通知書・召集状を受けたときの戸惑いと驚き。2) 裁判所へ出向くまで、また審査員選出の検察審査会制度を知らされた時の緊張と不安。3) 会議の開始後、徐々に生じる制度の認識と審査員としての自覚。4) 会議の積み重ねによって生じる、自分とは異なる多様な意見の受容と審査員間の相互理解。5) 任期満了後の充実感と安堵感。ここでは丸田の主張と同様に、審査員は当初、選ばれたときに戸惑いや緊張を抱えながらも、次第に制度に対する認識、審査員としての自覚を深めていく。その結果、審査員の任期満了後には充実感と安堵感を得ていくと分析している。
- (14) 審査会に対するこれまでの評価をみると、検察審査会活動を通じた「市民の意識変革」鯉越(1995：119頁)、「市民意識を呼びさまされ、いかに司法が重要であるかという事を自覚」する点、田宮(1989：112頁)点、「人権感覚を育成し、国民的自覚を高め」(藤本1978：50頁)る点などが評価されている。このような意識変革の作用に加えて、教育的な効果としては「国民の司法に対する知識と関心を高め」佐々木(1976：120頁)、また「リーガルトレーニングの場」篠倉(1990：121頁)を提供してきたと考えられてきた。さらに、筆者が調査した福岡県内の検察審査会事務局によれば、実際に審査会では、事件の審査に必要な刑事訴訟法、刑法の説明が必要に応じて審査会事務局からなされている。またスケジュールに余裕がある場合などは、裁判傍聴や審査会の模擬審査をおこなうなどして、審査員に対するレクチャー等が行われているとのことであった。
- (15) 審査会では各自の投票に基づいて議決が出される。過半数の審査員が検察官の不起訴処分が妥当であると判断したときには「不起訴相当」を、

同じく過半数以上の審査員が再捜査を要請すべきと判断したときには「不起訴不当」の議決を行う。審査員8人以上が起訴すべきであると判断した場合は「起訴相当」の議決がなされる（検察審査会法39条の5）。

- (16) 利谷（1968：264頁）の議決投票用紙の例を参照。
- (17) なお、Gastil & Deess & Weiser（2002）はアメリカの陪審員経験者における陪審での討議経験と選挙の投票意欲との関連性を調査し、討議経験の有無よりも、討議の真剣さなどの質的要素が制度に対する評価やそこでの経験の意味づけに重要なものとなり、投票意欲と関連性をもつとの結果を得ている。
- (18) 審査会で用いられる用語等がどれほど一般市民にとって、理解しやすいかあるいはそうでないかを考えるにあたり、協会員へのアンケート（自由記述式、回答者33名）を行った指宿＝季刊刑事弁護編集部（2006）によると、「法律用語や専門用語が難しいという感想が多く」、「調書の中では検視調書や死体検案調書などに専門用語が多く難解であったとする」（78-79頁）回答結果が出ている。確かに調査対象者が少ないものの、一概に審査会での法律用語が一般市民にとって理解しやすいとはいえないのではないだろうか。そのように考えると、協会員Cが事件の審査を理解しやすかったことの要因は、やはり職業上身につけた知識や能力に因るところが大きいと思われる。
- (19) ただし、これが一方的な知識の付与に傾けば、一般市民が参加し自らの意見を述べて主体的に審査する審査会の目的とは、反するであろう。酒井（2004：54頁）によれば、裁判員制度においても、強制的啓蒙によって市民を成長させるとする考えは、司法制度改革審議会が強く否定するはずの『権威主義的国家国民関係観』的傾向すら帯びかねず、それはそれである種の背理を背負うことの認識も必要であると指摘されている。
- (20) このように考える根拠として、検察審査会に関する議論の中で、検察が事件を起訴猶予とする際の判断基準について言及している（本田：1969）の議論を確認しておく。やや長くなるが重要な点なので全て引用する。「(起訴猶予処分について)、刑事訴訟法は起訴猶予に付する場合に考慮しなければならない因子として、『犯人の性格、年齢、および境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況』を掲げているが（刑訴法248条）、これらの因子をどのような割合で斟酌すべきかについて何ら触れるところがないから、結局は抽象的な建前を規定したにすぎず、実務的にみると、すべての事情を考慮せよというにすぎないことになる。そこで検察は長い年月の間に起訴不起訴のおおよその基準を作り上げたのである。その基準のねらいは、刑事政策的立場に立って必要ならざる刑罰をできるだけ避けるとともに、一般予防の要請にもこたえ、その間の調和をと

りつつ適正な処分を実現しようとするとともに、処分の公平を期そうとするものである。しかし、この基準は必ずしも不変なものではなく、地域によって異なる場合もあれば（例えば都市と山村）、時代とともに変わってゆくこともある。このように変わるのは、種々の社会事情の相違又は変化に由来するものであるが、大きい目でみると、国民の検察に求めるところを洞察してこれに従ったまでのことである」。以上の説明からは、事件を起訴猶予とする判断基準が複雑かつ状況に応じたフレキシブルなものであり、そのため容易には理解しがたいものであると言えるだろう。

- (21) 山崎 (2001) がおこなった協会員へのアンケート調査によると、9割近くが審査員の経験を好意的に評価している（審査員の経験については1,599名中1,570名が、「経験してよかった」と答えている）。
- (22) 経験者の能動性を評価する際に他に留意しなければならない点を考えると、評価する論者の意図しないところで、一般市民が参加の「義務」へと方向付けられ、利用される可能性も否定しがたい。この点につき参考となるものとして例えば、渋谷 (1999: 102頁) は、参加型福祉社会の文脈では、「従来私的なものとみなされていた『自己実現』と、公的なものとみなされていた『義務』を同一の平面に流し込む」戦略が取られ、フレキシブルな低賃金労働が「『活動』と称され、これに耐えることが『善』と看做されることを鋭く批判し、両者の見極めを提言する。
- (23) たとえば、今関 (2008) は、裁判員制度と検察審査会とでは構造的な差異があると指摘している。「検察審査会は、陪審や裁判員のように国民が他の国民を直接裁くのではなく、検察官という国家機関の活動を国民がチェックするものであり、裁判員制度とは、国民と国家との関係性を構造的に異にしている」とする。たしかに、審査会は他の国民を直接裁くものではないが、検察が審査会の判断を受け、起訴にいたる場合もある。これに加えて、選任方法も共通する部分がある点を勘案すると、一概に構造的な差異があるとは言いがたいのではないだろうか。

参考・引用文献

- Abramson, J. (1994) “*We, The Jury: The Jury System and the Ideal of Democracy*,” Harvard University Press.
- Benesh, S. & Howell, S. (2001) “Confidence in the Courts” *Behavioral Sciences and the Law*, Vol.19.
- 出口雄一 (2009) 「検察審査会法制定の経緯 — GHQ における議論を中心に」法律のひろば 62(6)。
- 藤本正 (1978) 「検察審査会の制度的改正と日弁連意見書 — 拘束力付与を中心とし

て——」法律時報 50(9)。

Fukurai, H. (2007) “The Rebirth of Japan’s Petit Quashi-Jury and Grand Jury Systems” *Cornell International Law Journal*, 40(2).

福来寛＝黒沢香 (2006) 「市民の司法参加への光と影—— 検察審査会とアメリカ陪審を通した市民司法参加の国際比較」刑事弁護 48。

Gastil, J., Deess, P. and Weiser, P. (2002) “Civic Awakening in the Jury Room” *The Journal of Politics*, 64(2).

月刊司法改革編集部 (2000) 「陪審実現に関するアンケート」月刊司法改革 No.5。

Gray-Burriss, Karen A. (1998) Grand jury service: a personal account, *Judicature*, Vol.8(5).

本田正義 (1969) 「検察からみた検察審査会」『兼子博士還暦記念 裁判法の諸問題 (上)』。

平野龍一、西本昌基ほか (1973) 「(座談会) 検察審査会制度をめぐって」ジュリスト No.544。

指宿信＝季刊刑事弁護編集部 (2006) 「検察審査会経験者から見た『わかりやすい刑事裁判』とは」季刊刑事弁護 46。

市川正人 (2004) 「国民参加と裁判員制度」法律時報 76(10)。

今関源成 (2008) 「司法改革における『法の支配』と『国民参加』」現代思想 36(13)。

井上達夫 (2007) 「世論の専制から法の支配へ—— 民主主義と司法の熟成のために——」中央公論 4月号。

京都弁護士会 (2000) 「陪審実現に関するアンケート」月間司法改革 No.5。

丸田隆 (1989) 「司法への国民参加について」甲南法学 30(2)。

Melbin, S. (1994) “How a Civilian Sees The Grand Jury Process,” *Humanrights*, 21(3).

Meyers, H. (1950) “The Japanese Inquest of Prosecution,” *Harvard Law Review*, Vol64.

緑大輔 (2005) 「裁判員の負担・義務の正当性と民主主義」法律時報 77(4)。

箕浦康子編著 (1999) 『フィールドワークの技法と実際—— マイクロ・エスノグラフィー入門』ミネルヴァ書房。

三谷太一郎 (2005) 「裁判員制度と日本の民主主義」法律時報 77(4)。

三井誠 (1971) 「検察官の起訴猶予裁量 (一)」神戸法学雑誌 21(1, 2)。

三井誠 (1975) 「検察審査会制度の現状と課題」法律時報 50(9)。

三井誠 (1994) 「検察審査会制度」法学教室 No.160。

三井誠 (2005) 「検察審査会制度の今後」現代刑事法 No.69。

中野敏男 (1999) 「ボランティア動員型市民社会論の陥穽」現代思想 27(5)。

鯉越溢弘 (1995) 「検察審査会の機能」『ジュリスト増刊 刑事訴訟法の争点 (新版)』有斐閣。

- 日本弁護士連合会（1975）意見書『検察審査会制度の改正案』。
- 太田幸四郎（1976）「公訴権の行使と検察審査会」『名古屋大学法政論集』No.69。
- Pokingshorn, Donald（1988）“*Narrative Knowing and the Human Sciences*,”
Albany: SUNY Press.
- 最高裁判所事務総局監修（1998）『検察審査会50年史』法曹会。
- 酒井安行（2004）「裁判員制度と国民の生活上の負担」、高窪貞人教授古稀祝賀記念
論文集編集委員会編『刑事司法への市民参加』現代人文社。
- 桜井厚、小林多寿子編著（2005）『ライフストーリー・インタビュー 質的研究入門』
せりか書房。
- 桜井厚（2002）『インタビューの社会学 — ライフストーリーの聞き方 —』せりか
書房。
- 佐々木史朗（1976）『刑事訴訟と訴訟指揮』日本評論社。
- 佐藤千速（1973）「検察審査会法施行二十周年に際して」判例タイムズ 222。
- 新屋達之（2004）「検察審査会改革について — 中間的検討 —」立正法学論集 37
(2)。
- 篠倉満（1990）「検察審査会発足」法学教室 No.121。
- 田宮裕（1989）『日本の裁判』弘文堂。
- 谷直之（1999）「国民の司法参加としての陪審制に関する一考察 — 英米の議論を素
材にして —」同志社法学51(1)。
- 寺崎嘉博（2002）「検察審査会の議決への法的拘束力」『現代刑事法』現代法律出版。
- 利谷信義（1975）「戦後改革と国民の司法参加 — 陪審制・参審制を中心として —」
東京大学社会科学研究所編『戦後改革 4 司法改革』東京大学出版会。
- 利谷信義（1968）「検察審査会と国民の法意識」『日本の裁判 戒能通孝博士還暦記念
論文集』日本評論社。
- 辻辰三郎（1953）「検察審査会は必要か — その業績と組織を中心に —」時の法令
No.114。
- 常本照樹（1995）「司法権 — 権力性と国民参加」公法研究57号。
- 上野勝、山田悦子 編著（2008）『甲山事件 えん罪事件のつくられ方』現代人文社。
- 白井諭（2009）「刑事訴追における市民参加の現代的意義と問題点 — 大陪審制度・
検察審査会制度の再検討 —」法学（東北大学法学会）73(2)。
- 山崎浩一（2001）「司法参加と国民 — 検察審査員経験者へのアンケート調査から」
月刊司法改革 No.16。
- 柳瀬昇（2005）「共和主義的展開としての司法改革 — 討議民主主義原理に基づく裁
判員制度の意義の再定位 —」法学政治学研究 No.67。
- 和田仁孝（1996）『法社会学の解体と再生』弘文堂。
- 鷺田清一（2004）「法の声、声の法」法社会学 60。
- 全国検察審査協会連合会（2006）「50年の歩み」（会員向け配布冊子）。